

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
三原市	沼田西町惣定・松江地域	令和3年3月31日	令和3年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の農地面積	95.4 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の農地面積の合計	59.6 ha
③地区内における70才以上の農業者の農地面積の合計	54.2 ha
i うち後継者未定の農業者の農地面積の合計	19.7 ha
ii うち後継者について不明の農業者の農地面積の合計	23.3 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある農地面積の合計	1.0 ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・オペレーターの高齢化が進んでおり、次代を担うオペレーターの確保が課題である。
- ・地区内には、高齢化により耕作放棄されていた農地や、条件の悪い農地も介在している。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用については、中心経営体が担うことにより対応していく。
中心経営体へ農地の貸し付けを行う際には、中心経営体の安定した経営基盤の確保のため、農地中間管理機構を活用した利用権設定を行うこととする。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	(農)エヒメアヤメの郷	水稲, 野菜	38.5 ha	水稲, 野菜	39.5 ha	惣定・松江
計	1 経営体		38.5 ha		39.5 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積(農地面積)を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

この地域の担い手は「(農)エヒメアヤメの郷」であり、この法人を当地域の担い手として、農地の集積をすすめ、農地の集団化を図り、より省力化、低コスト化した水稲栽培を目指す。法人化後の新たな取り組みとして、飼料米の栽培を計画し、高付加価値化を図る。

また、地域内の人材、労力を十分に活用して、アスパラガスやナスの栽培に取り組み、地域農業の活性化を図る。

地域の中心となる経営体以外の農業者が、自作困難になった場合には、地域の中心となる経営体への集積をすすめるなど、耕作放棄地の発生防止に努める。(農)エヒメアヤメの郷は、地域の農業者から農地を引き受ける依頼があったときは、可能な範囲でこれに応じ、優良農地の維持・確保に努める。圃場整備済みの農地については、荒廃させることが無い様、対応していく。

今後5年10年先でも経営が継続できるよう、組合員組織で支えることができるよう、継続的な話し合いを行っていく。